

介護予防支援事業者の指定 手続きについて

北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課
居宅サービス係

1

1 介護保険法の改正

介護予防支援事業を行えるのは... (介護保険法第115条の22)

改正前：地域包括支援センター

改正後：地域包括支援センター + 指定居宅介護支援事業者

2

2 指定基準（人員基準）

	介護予防支援事業者	居宅介護支援事業者
管理者	主任介護支援専門員（※）	主任介護支援専門員
従業者	介護支援専門員（常勤1名以上）	介護支援専門員（常勤1名以上）

※ 「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）（令和6年3月15日）」

問122：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の附則の規定により、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を管理者とすることができるが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、上記の介護支援専門員を管理者とすることは可能か。

答：**原則不可**だが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

3

管理者に係る経過措置（平30省令4号附則第3条）

令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任支援専門員でない場合、令和3年3月31日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。

事例

R3/3/31

R6/7/1

R9/3/31

居宅介護支援

管理者Aさん：介護支援専門員

介護予防支援

管理者Aさん：介護支援専門員



4

やむを得ない理由

- 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- 急な退職や転居等不測の事態

➡ 居宅介護支援事業者の管理者と同じ扱い

● 主任介護専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

● 上記取扱いは、1年間の猶予期間とする。

3 指定スケジュール

1回目の指定スケジュール

	時期	
1	令和6年4月9日	居宅介護支援事業所向け説明会開催 ⇒制度の概要等について説明
2	令和6年4月15日	介護予防支援事業所の指定申請書受付開始
3	令和6年5月15日	// 締切
4	令和6年6月下旬	「地域包括支援に関する会議」にて意見聴取
5	令和6年7月1日	初回 新規指定

地域包括支援に関する会議

第115条の22第4項

(指定介護予防支援事業者の指定)

市町村長は、第58条第1項(※介護予防支援)の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

地域包括支援に関する会議 開催予定

NO.	開催時期 (予定)	会議に諮る指定申請
1	6月(7月)	7月・8月・9月・10月・11月 指定分
2	11月	12月・1月・2月・3月 指定分
3	3月	4月・5月・6月・(7月) 指定分

7

申請書提出 スケジュール

NO.	開催時期 (予定)	会議に諮る指定申請	申請書提出時期 (予定) ※
1	6月(7月)	7月・8月・9月・10月・11月 指定分	4月15日～5月15日
2	11月	12月・1月・2月・3月 指定分	9月～10月
3	3月	4月・5月・6月・(7月) 指定分	1月～2月

※会議開催月の1ヶ月前までに申請書提出を想定

8

4 指定申請書類

●改正 介護保険法施行規則

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請) (第140条の32第2項)

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする際に、既に当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村に提出している事項に変更がない場合には、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

 申請書類を簡略化

9

市町村に提出している事項 (変更届出事項)

- 事業所の名称及び所在地
- 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 申請者の登記事項証明書 (居宅介護支援事業に関するものに限る)
- 平面図
- 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 運営規程
- 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

 届出事項に変更がないか確認を！

10

提出書類（予定）

- （１）申請書記載事項・付表
- （２）欠格事項に該当しない旨の誓約書
- （３）介護支援専門員一覧・資格証
- （４）勤務形態一覧表（指定月）
- （５）介護給付費算定の届出
- （６）業務管理体制の届出（変更届）

※ 今回、提出を求めないが「運営規程」及び「登記事項証明書」に、「介護予防支援事業」についての記載を追加しておくこと。

その他留意事項

- （１）事業所番号：居宅介護支援事業所と同一
- （２）指定の有効期間：６年間
居宅介護支援事業所の有効期間と合わせることは可能。
有効期間の定めに関する弾力的な運用を適用し、居宅
介護支援事業所の更新時期に合わせる。
- （３）指定に関して現地調査は行わない。
- （４）介護予防支援事業の新規申請に係る審査手数料は不要。